

## 出雲市農業委員会（第1期）第16回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1. 日時 平成30（2018）年10月24日 午後1時30分 ～午後3時30分

2. 場所 出雲市役所本庁 1階 くにびき大ホール

3. 出席委員（24名）

秦 久光	大梶 泰男	竹内 辰雄	岡 正	恩村 光則	落合 光啓
原 孝治	津戸 吉博	神田 伯	佐藤 始	小川 義和	久野 晴見
塩野 一男	持田 守夫	小村 伸治	遊木 龍治	河原 基	佐藤 さゆみ
若槻 博美	勝田 茂	高橋 忠男	板垣 房雄	勝部 隆司	江角 隆雄

4. 欠席委員（0名）

5. 提出議題

〔1〕報 告

報第43号 会長専決処分の報告

報第44号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第45号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

〔2〕議 案

議第101号 農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について

議第102号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第103号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第104号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第105号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第106号 非農地証明について

議第107号 農地賃借料情報の公示について

会長あいさつ

6. 議事

秦会長が、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に議席番号9番 神田伯委員と10番 佐藤始委員を指名する。

議 長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。

報告事項、報第43号会長専決処分の報告、報第44号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第45号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、一括して報告します。

初めに報第43号「会長専決処分の報告」をいたします。

先ず、第15回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条4件及び農地法第5条8件については、10月10日開催の島根県農業会議第31回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。農地法第4条4件及び農地法第5条8件を、常設審議委員会当日の10月10日付けで許可決定しております。

次に、出雲農業振興地域整備計画の変更決定後に許可をすることとしていた案件、第14回総会の農地法第4条8件、第5条28件、第15回総会の農地法第4条2件、第5条11件については、除外の決定日と同日の9月28日付けで許可決定しております。

以上、報告といたします。

続いて、報第44号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

西村主事 それでは、報第44号について、説明します。報告資料の1ページをご覧ください。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

今月は受付番号238番から249番の12件の通知がありました。借人の都合によるものが2件、農地売買等事業利用のためが2件、5条申請によるものが7件、中間管理事業への変更が1件です。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上報告といたします。

議 長 報第45号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

林主事 それでは、報第45号について、説明します。報告資料の3ページから9ペ

ージをご覧ください。

農地法第3条の3では、相続や、時効取得など、農地法の許可を要しない権利取得については、権利を取得した者は、農業委員会にその旨の届出をしなければならないこととなっています。

この届出につきまして、先月の受付は、受付番号第108番から第121番までの14件でした。取得事由は、14件全てが相続です。

受付番号115番については、あっせん希望がでており、担当農業委員さんに相談をしています。

なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされています関係上、10月4日付けで通知を出しています。

以上報告といたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

勝部委員 農地法3条の3については、届出となっていますので特に措置ができるものではありませんが、相続で県外の方とか遠隔地の方が相続された場合で、あっせん希望がない場合については、今後の管理について、遊休農地となることを防止する上でも、事務局としてはどのように考えておられますか。

議長 県外の方が相続されたが、あとの管理がどうなるかの質問ですが、事務局ではどうですか。

林 主事 今回も、県外の方が相続された場合がございますが、1件は転用許可済みの土地です。別の1件については、貸し借りの見込みが立っているためあっせん希望なしとされたものです。もう1件は、円滑化事業を利用されているため、希望なしとされたものです。今回届出があった土地については、今後、遊休化する見込みはない土地です。届出を受理する際には、意向の確認をしているところです。

勝部委員 事情は分かりましたので、備考欄に今後の方向性等を記載していただきたいと思えます。

林 主事 今後は、備考欄に記載します。

議 長 ほかにご質問などございませんか。

議 長 質問は無いものと認めます。

それではこれより議案の審議を行います。

議第95号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、  
を議題といたします。

農業振興課農地利用調整係から内容について、説明をお願いします。

佐藤係長 議第101号農業経営基盤強化促進法に係る事業計画の決定について説明し  
ます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会に  
おいて「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、  
本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。

それでは、10月31日公告予定の集積計画の概要を説明いたします。お手  
元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。  
設定合計は、75筆、122,515㎡、うち新規の設定が50筆、  
74,867㎡、再設定が25筆、47,648㎡です。

この内訳ですが、相対分が、2ページの右上の表の合計①欄で、19筆、  
35,755㎡です。円滑化事業分は、3ページの左上の表の合計①欄、10  
筆、14,283㎡で、中間管理事業分が、3ページの右上の表の合計①欄、  
46筆、72,477㎡となっています。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページの左下の表の、合計②の欄をご覧  
ください。設定合計は、51筆、48,755㎡、うち新規の設定が、25筆、  
28,853㎡、再設定が26筆、19,902㎡です。

この内訳は、相対分が、2ページ右下の表の合計②欄、22筆、  
20,239㎡、円滑化事業分が3ページ左下の表の合計②欄、29筆、  
28,516㎡、中間管理事業分が3ページ右下の表の合計②欄、0筆、0㎡  
となっています。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページの一番左下の、計①+②の欄  
をご覧ください。126筆、171,270㎡です。

その他 詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。

16ページの「農用地利用集積計画 所有権移転」及び17ページの「所有  
権移転 総括表」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定

める農地保有合理化事業の農地売買等事業により、農地保有合理化法人である「しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。

この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。今月の所有権移転の合計は、20筆、41,955㎡です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。また、前回、9月25日の総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は、以上です。

議長 それでは、議題となっています議第101号のうち、5ページの1100-85番から1100-88番、7ページの1100-5004番及び8ページの1300-161番の6案件が、農業委員関与案件です。

先ず、1100-85番から1100-88番の4案件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、14番持田守夫委員が除斥となります。

本先議案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第101号のうち1100-85番から1100-88番の先議案件4件について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって1100-85番から1100-88番の先議案件の4案件を承認いたします。

ここで持田委員の除斥を解除いたします。

続いて、6ページの1100-5004番を先議案件といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、12番久野晴見委員が除斥となります。

本先議案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第101号のうち1100-5004番について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって1100-5004番を承認いたします。  
ここで久野委員の除斥を解除いたします。

議 長 続いて、8ページの1300-161番を先議案件といたします。  
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、15番小村伸治委員が除斥となります。  
本先議案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。  
そういたしますと、議第101号のうち1300-161番について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって1300-161番を承認いたします。  
ここで久野委員の除斥を解除いたします。

議 長 続きまして、議第101号のうち1100-85番から1100-88番、1100-5004番及び1300-161番の6案件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。  
そういたしますと、議第101号のうち1100-85番から1100-88番、1100-5004番及び1300-161番の6案件を除くすべての案件について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第101号のうち1100-85番から1100-88番、1100-5004番及び1300-161番の6案件を除くすべての案件を承認いたします。

次に、議第102号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

林 主事 それでは、議第102号農地法第3条の規定による申請について説明します。  
議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は所有権移転の申請が5件

ありました。

個別の事案について説明します。議案の2ページをご覧ください。

受付番号50番です。譲渡人は県外在住による耕作不便のため、譲渡人と親戚関係にあり経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が田として耕作される計画です。

受付番号51番です。譲渡人は相続により該当地を取得されましたが労力不足であるため、隣接農地の所有者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が田として自己所有地と一体的に耕作される計画です。

受付番号52番です。こちらは申請地を譲渡人が所属する農地所有適格法人へ所有権を移転するものです。所有権移転後も、これまでと同じように当該法人の構成員が牧場経営のための農地として管理される計画です。

受付番号53番です。譲渡人は市外在住による耕作不便のため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が田として耕作される計画です。

受付番号54番です。譲渡人は県外在住により耕作不便であることから、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員がそれぞれ田や畑として耕作される計画です。

以上受付番号50番から54番については3ページの調査書に記載してありますとおり、農地法第3条第2項各号 不許可の該当条項には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議長 長 ただ今、事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 長 質問、意見は無いものと認めます。  
そういたしますと、議第102号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 長 挙手全員と認めます。よって議第102号を承認いたします。  
次に、議第103号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。  
事務局から内容について、説明をお願いします。

大野主事 それでは、議第103号の4条申請についてご説明いたします。

議案書は4ページ、説明資料はありません。また、参考資料は1ページから10ページです。

今月は5件の申請がありました。このうち、説明基準に該当する案件はございません。

なお、11月開催予定の第32回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは2件を諮問する予定です。

また、説明案件基準には該当しない事後案件が4件ございましたので、簡単に説明いたします。

受付番号37番の案件は、昭和50年頃に母屋を建築した際、旧母屋を曳行移転し物置として利用していたものです。

受付番号39番の案件は、近隣の駐車用地の不足のため、昭和50年頃から近隣住民の駐車場として貸出し利用していたものです。

受付番号40、41番の案件は、いずれも徳洲会病院の近接地で、周辺の駐車用地の不足のため、平成16年から近隣の駐車場として貸出し利用していたものです。

いずれも農地法の知識が十分になく無断で転用してしまったもので、悪意はないものと判断しました。事業者には始末書の提出を求め、再び同様のことがないように指導をしております。

その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。今回申請のありました全5案件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

これで説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第103号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手、全員と認めます。

よって議第103号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。  
次に、議第104号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び関連がございますので、議第105号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。



日野主任     それでは、議第104号の5条申請についてご説明いたします。

議案書は5ページから10ページ、説明資料は1ページから18ページ、参考資料は11ページから58ページになります。

今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が23件、賃貸借権の設定が2件、使用貸借権の設定が5件で合計30件提出されております。今月の説明案件は6件ございます。

なお、11月開催予定の第32回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは7件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明します。議案書7ページの受付番号185番についてご説明いたします。

説明資料の1から3ページをご覧ください。転用場所は、JAしまね斐川地区本部の南側道路の向かいにある畑です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『宅地分譲』です。転用面積は2,852㎡で、権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「用途地域」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で不動産業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、宅地分譲地9区画を造成する計画です。資金計画につきましては、所要資金額3,623万2千円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の残高証明を確認しています。

続いて、議案書7ページの受付番号186番についてご説明いたします。説明資料の4ページから6ページをご覧ください。転用場所は、スーパーセンターライアル斐川店の南東約600mにある畑です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『共同住宅』です。転用面積は2,184㎡で、権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「用途地域」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、松江市在住の会社員です。この度、申請地を取得し、共同住宅3棟を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額2億3,430万円で、これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画で、計画者の融資証明を確認しています。

続いて、議案書7ページの受付番号187番についてご説明いたします。説明資料の7ページから9ページをご覧ください。転用場所は、出西保育園から北西へ150mの場所にある畑です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『建売分譲』です。転用面積は1,026㎡で、すべて畑です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第2種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で不動産業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、建売分譲地4区画を造成し、建売住宅を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額4,250万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の預金通帳を確認しています。

続いて、議案書7ページの受付番号188番についてご説明いたします。

説明資料の10ページから12ページをご覧ください。転用場所は、グッディー斐川店から南西へ300mの畑です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『建売分譲』です。転用面積は1,669㎡で、権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第2種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で不動産業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、建売分譲地5区画を造成し、建売住宅を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額1億4百万円で、これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画で、計画者の融資証明を確認しています。

続いて、議案書8ページの受付番号190番についてご説明いたします。説明資料の13ページから15ページをご覧ください。転用場所は、ゆめタウン斐川から東に200mにある田です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『宅地分譲』です。転用面積は2,946㎡で、権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「用途地域」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で不動産業を営んでいる個

人です。この度、申請地を取得し、宅地分譲地11区画を造成する計画です。資金計画につきましては、所要資金額4千万円で、これに対する資金調達は、全額借入金で賄う計画で、計画者の融資証明を確認しています。

続いて、議案書8ページの受付番号191番についてご説明いたします。説明資料の16ページから18ページをご覧ください。転用場所は、JR直江駅から南へ250m行ったところにある現況畑の田です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『共同住宅』です。転用面積は2,597㎡で、権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第43条第2号に規定する「公共300」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で不動産業を営む個人です。この度、申請地を取得し、共同住宅3棟を建築する計画です。

資金計画につきましては、所要資金額1億1,550万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の残高証明を確認しています。

続いて、議第105号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。議案書は11ページ、説明資料は16ページから18ページ、参考資料は59ページ、60ページです。

今月の申請は、所有権の移転を伴う変更が5件提出されております。なお、今月併せて5条申請を伴う計画変更につきましては、位置図等の参考資料は5条申請の欄に併せて載せています。

事業計画変更については、今月分の説明案件は1件ございます。議案書11ページの受付番号14番です。先程ご説明しました5条の191番と同案件でありまして、計画変更内容としては、大阪の製造業者である当時の計画者が昭和45年に工場として転用許可を得ましたが、取引先の経営悪化から採算が合わなくなって断念し、転用が実行されなくなったところへ今回の話があったという経過がございます。

その他の事業の概要につきましては、議案に記載しておりますのでご確認ください。

説明案件は以上ですが、今月は事後追認の案件が2件ありました。追認案件につきましては議案にその旨表示しておりますので、ご確認ください。いずれも申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて、今後は農地法に違反す

ることのないよう指導しております。

これで説明を終わりますが、その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

今月申請のありました5条申請30件につきましては、いずれも農地法第5条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。

説明は以上です。

議 長 　ただ今事務局から説明がございましたが、この案件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 　質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第104号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第105号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 　挙手全員と認めます。

よって議第104号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第105号を決定といたします。

次に、議第106号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

西村主事 　それでは議第106号、非農地証明の申請について説明します。

議案書の12ページ及び説明資料19ページから20ページをご覧ください。今月は1件の申請がありました。

申請地は、東林木町字三蔵602番の畑85㎡です。説明資料の19ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料20ページの現況写真をご確認ください。申請地は、傾斜地であるほか山林に囲まれた日当たりの悪い農地であり、40年以上前から耕作されず現在は山林となっています。現地確認は9月26日に若槻農業委員、三代推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はなく、相続以外の権利関係等の異動はございません。

本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情（傾斜地であり耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場

合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議 長 担当農業委員さん、補足はございますか。

若槻委員 直径40から50cmの大木が茂っており、農地には復元できないため、非農地証明はやむを得ないと考えます。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 それでは、議第106号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第106号は承認いたします。  
次に、議第107号農地賃借料情報の公示について、を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

西村主事 議第107号農地賃借料情報の公示について、説明します。  
議案の13ページをご覧ください。

農地賃借料情報の公示については、平成21年12月の農地法改正によって標準小作料が廃止され、その代替措置として、賃借契約のひとつの目安を示すこととなったものです。農業委員会に対しては、農地法第52条で、農地の利用の状況・借賃等の動向などの情報の収集、分析及び情報提供がその業務として規定されており、毎年情報の更新をしています。

今回お諮りする賃借料情報については、平成29年10月から平成30年9月中に賃貸借契約を結んだ利用権設定を基に集計したものです。

賃借料提供の内容・項目については、昨年と同様に、田、普通畑、果樹畑の3つの部門に分けて、賃借料の平均額、最高額、最低額、筆数などの情報を公示します。また、あわせて使用貸借契約の筆数を示しています。出雲地域においては、賃借料を伴わない契約（使用貸借）が契約全体の5割以上を占めています。

農業委員会としましては、とりまとめた賃借料情報を市のホームページと広報により公表することになります。説明は以上です。

議 長 この件については、先月の総会後に開催のされた農政部会で検討いただいておりますので、河原農政部会長から報告をお願いします。

河原委員 先月、総会後に農政部会を行っています。部会の中では出雲市ではお金等の受け取りを伴わない契約が全体の契約件数の半数近くあるので、賃借料の最低部分については、「0円」と表示すべきではないのかとの意見がありました。

議 長 今岡次長どうでしょうか。

今岡次長 農政部会では、河原部会長が報告されたとおりの意見がありましたが、あくまでも賃借料情報の公表であることから、最低価格を0円ということは使用貸借となるため、契約の性質、形態が異なることから、あくまでも賃貸借分の情報とすることから、0円表示はできません。このことで、先日の運営委員会でも了解をいただいております。

持田委員 広報いずもには、平均値しかだせないとの話でしたが、先日の農政部会でも「0円」をはっきりと明示しないといけないとのことでしたが、広報にはどのように記載されますか。

今岡次長 「出雲地域においては、賃借料を伴わない農地の貸し借りが契約全体の約5割を占めています」という記載を、金額の表の下に注意書きとして入れる予定です。

持田委員 文書を、上の方に入れることはできませんか。

今岡次長 今の予定は、注釈として入れる予定です。

議 長 広報には、平均金額しか載せられませんか。

西村主事 ホームページには、今、皆様にお示ししているもので載せようと考えていますが、広報誌では半ページしか確保できませんでしたので、今回は、平均額を

掲載することしかできません。使用貸借を強調して、上の方に記載はできると  
思います。

勝部委員 使用貸借といういい方は、専門用語であって、農家の方には分からないと思  
うので、「無償の農地の貸し借りが半数あります」というような表現の方が分か  
りやすいと思います。

常松局長 14ページの下の方、「※5」の表記ではなく、分かりやすくした方が良いと  
いうことですか。

勝部委員 文章で読んでいて、ただの貸し借りが半分あることが分かるようにした方が良  
いと思います。

常松局長 皆さんの意見がその様であれば、対応はしたいと考えますがどうでしょうか。

議 長 今、いろいろとご意見がございましたが、使用貸借について分かりやすく記  
載することでどうでしょうか。

議 長 事務局はどうでしょうか。

常松局長 みなさんご賛同いただければ、勝部委員の提案ということで承ってよろしい  
でしょうか。

若槻委員 賃借料0円の筆数についても、地域別に表示できませんか。分かりやすくな  
るとは思いますけどどうでしょうか。

常松局長 持田委員の意見も入れて、上の方に分かりやすくした上で、勝部委員の意見  
を反映して、農家の方へもわかりやすい表現で記載することでどうでしょうか。

議 長 今、局長が言われた案でどうでしょうか。

議 長 わかりやすい方が良いと思います。

常松局長　　もう一つ、賃借料0円の筆数については、地域別で集計して載せた方が、分かりやすいとの意見でしたので、地域別に記載するように対応させていただきますがいかがでしょうか。

議　　長　　地区ごとに記載された方が分かりやすいと思いますがどうでしょうか。

議　　長　　賛成が多いようですので、分けていただけますか。

常松局長　　2点を修正したもので、掲載をしたいと思います。  
修正案については、いかがいたしましょうか。

議　　長　　事務局一任としたいと思いますが、いかがでしょうか。

議　　長　　よろしいようです。

議　　長　　そうしますと、一部修正しがありますが、議第107号農地賃借料情報の公示について、承認される方の挙手をお願いします。

議　　長　　挙手全員と認めます。  
よって議第107号は承認いたします。  
予定していた議事は終了しました。  
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。



議長が、総会の閉会を宣する。 午後3時30分

議事に参与した者の職、氏名

常松事務局長、今岡次長、佐藤係長、日野主任、西村主事、大野主事、林主事

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員

